

生駒市規則第 25 号

生駒市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 10 月 1 日

生駒市長 山下 真

生駒市養育医療の給付に関する規則の一部を改正する規則

生駒市養育医療の給付に関する規則（平成 25 年 3 月生駒市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「1 円未満」を「10 円未満」に改める。

別表及び様式第 3 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。